

憲法訴訟のいま

第2回 第三次選択的夫婦別姓訴訟の主張概要と 提訴に至る経緯

選択的夫婦別姓訴訟弁護団長・会員 寺原 真希子 (52期)



1 提訴

2024年3月8日、10名の原告（事実婚カップル4組・法律婚カップル1組）が東京地裁に、2名の原告（事実婚カップル1組）が札幌地裁に、国を被告として、婚姻をするために夫婦のいずれか一方が氏を変更するか、あるいは夫婦の双方が氏を維持するために婚姻を諦めるかの二者択一を迫る現在の夫婦同氏制（民法750条、同739条1項及び戸籍法74条1号）の憲法・条約違反を問う訴訟を提起した。

婚姻に際して同姓か別姓かを選べる制度（選択的夫婦別姓制度）を求めるもので、当弁護団が2011年に提起した第一次訴訟、2018年に提起した第二次訴訟に続くものとして、「第三次選択的夫婦別姓訴訟」と呼んでいる。

2 主張及び請求の概要

氏名は、社会の中で個人を他人から識別し特定する機能を有するとともに、自分という存在、つまり個人の人格の象徴となっている。一方、婚姻は、身分関係を法的に形成し公証するとともに、様々な法的効果や社会的承認を伴うものであって、個人の幸福追求や人格的生存における重要な基盤の一つとなっている（日本社会において重要な制度として定着していることを踏まえた位置付けであって、「婚姻＝幸せ」との価値観を絶対視するものではない）。

そのように重要な氏名を構成する氏と、同じく重要な婚姻とは、本来トレードオフの関係がなく、日本以外のすべての国においては両立可能である。にもかかわらず世界で日本だけは、片方を取ると片方を諦めなければならない仕組みとなっているのであって、そのような二者択一を迫ることに合理性はないという主張がこの訴訟の核心である。

そのような核心を踏まえ、具体的には、原告・弁護団は以下の憲法・条約違反を主張している。

① 「氏名に関する人格的利益」の侵害としての憲法13条違反

婚姻するために氏を変更すると、個人の特定・識別機能が侵害され、婚姻前の氏で築き上げた信用・評価・キャリアが毀損され、アイデンティティの喪失感を生じさせる。

② 「婚姻をするについての自律的な意思決定」の侵害としての憲法24条1項違反

二者択一という不合理な条件を突きつけられた状態で行う婚姻するか否かの意思決定は自律的になされているとは言えない。

③ 「個人の尊厳と両性の本質的平等」の侵害としての憲法24条2項違反

氏名や婚姻に関する重要な権利・利益を制約する夫婦同氏制は個人の尊厳を侵害するものである。また、95%もの夫婦において女性が氏を変更していることから、改氏による不利益は女性に偏っており、「婚姻したら夫の氏を名乗るもの」という男女不平等な経験則・価値観が再生産される結果、夫婦間の平等な協議が阻まれているのであって、かかる状況は両性の本質的平等に反する。

④ 「婚姻の際の氏の選択における夫婦の同一の権利」等を保障する女性差別撤廃条約及び自由権規約への違反

これらの憲法・条約違反を基礎として、原告・弁護団は以下の請求を立てている。

① 「原告らが夫婦双方の婚姻前の氏を維持したまま婚姻し得る地位にあること」の確認を求める地位確認請求（主位的請求）

② 「被告が、法改正しないことにより、原告らが夫婦双方の婚姻前の氏を維持したまま婚姻することを



提訴行動

認めないこと」が違法であることの確認を求める違法確認請求（予備的請求）

③ 原告らが被っている損害の賠償を求める国家賠償請求

弁護団としてはいずれの請求も認められて然るべきと考えているが、判決の中で夫婦同氏制が憲法ないし条約に違反することが明示されれば、国会は実質的に法改正を迫られることになるため、本訴訟の主眼は、憲法・条約違反を判決において明らかにする点にある。

3 提訴に至る経緯

夫婦同氏制については、最高裁大法廷平成27年12月16日判決（最高裁民事判例集69巻8号2586頁。以下「2015年最大判」という）及び最高裁大法廷令和3年6月23日決定（判例時報2501号3頁。以下「2021年最大決」という）が合憲と判断しているが、いずれも同制度に問題がないとしたものではない。最高裁は、同制度によって婚姻を諦めざるを得ない人々がいること、婚姻による改氏で不利益を被っている人々がいること、そのような不利益が実際には女性に偏っていて実質的に男女不平等な状況が続いていることを指摘しており、その解決を立法機関である国会に委ねた。

しかし、2015年最大判から8年以上が経過し、2021年最大決から3年が経過しようとする現在においても、残念ながら国会において選択的夫婦別姓制度の導入に向けた具体的な動きはみられない。

他方、その間も社会は刻々と変化し、晩婚化や共働き世帯の増加等によって婚姻前の氏を使用し続ける必要性は高まり続け、世論調査における選択的夫婦別姓制度への賛成割合は7～8割にものぼり、地方議

会から国会に対する法改正要望意見書の数が増え続け、国連の人権機関は日本に対して繰り返し法改正を勧告しており、2024年1月には経団連が政府に対して法改正を要望するに至っている。

このような社会の変化と、国会に期待することが出来ないという現実を踏まえると、司法が夫婦同氏制を憲法・条約違反だと判断すべき必要性は、第一次・第二次訴訟の際と比較しても一層強いものとなっている。

これは政治問題ではなく、氏名や婚姻に関する権利・平等・個人の尊厳という基本的な人権が侵害されている人権問題である。この人権侵害を今度こそ司法によって食い止めるべく、第三次訴訟を提起したものである。

4 今後の展開

第1回期日は2024年6月27日と指定された。今後、弁護団としては、社会の変化のほか、婚姻前の氏の通称使用では解決しないこと、夫婦同氏制の二者択一構造が氏や婚姻にかかる自律的な意思決定を困難にしている事例などを具体的に主張・立証していくことになる。訴訟の資料や進捗は、公共訴訟プラットフォームCALL4のウェブサイト及び「別姓訴訟を支える会」のウェブサイトにおいて公表している。

夫婦同氏制においては婚姻の可否が同氏とするか否かという点で線引きされているところ、それは「永続的な精神的及び肉体的結合を目的として真摯な意思をもって共同生活を営む」という婚姻の本質（最高裁昭和62年9月2日判決民集41巻6号1423頁）と無関係である。裁判所には、「家族の形が多様であることを想定し容認する民法の寛容な基本姿勢」（2021年最大決の宮崎裕子裁判官・宇賀克也裁判官の違憲意見）を踏まえた判断を期待したい。